

○計量法

(平成四年五月二十日
法律第五十一号)

沿革 平成五年一月二日法律第八九号、一一年七月一六日第八七号、第一〇二号、八月六日第一二二号、二月二二日第一六〇号、第二〇三号、第二〇四号、第二二〇号、一二年五月三二日第九一号、一三年六月二〇日第五四号、一五年六月二一日第七六号、一八年三月三二日第一〇号改正

計量法をここに公布する。

計量法

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	二〇二
第二章 計量単位(第三条―第九条)	二〇四
第三章 適正な計量の実施	二〇六
第一節 正確な計量(第十条)	二〇六
第二節 商品の販売に係る計量(第十一条 ―第十五条)	二〇六
第三節 計量器等の使用(第十六条―第十 八条)	二〇八

計量法(目次)

[新計量一六四]

第四節 定期検査(第十九条―第二十五 条)	二一〇
第五節 指定定期検査機関(第二十六条― 第三十九条)	二一四
第四章 正確な特定計量器等の供給	二二一
第一節 製造(第四十条―第四十五条)	二二一
第二節 修理(第四十六条―第五十条)	二二三
第三節 販売(第五十一条・第五十二条)	二二六
第四節 特別な計量器(第五十三条―第五 十七条)	二二七
第五節 特殊容器製造事業(第五十八条― 第六十九条)	二二九
第五章 検定等	二三三
第一節 検定、変成器付電気計器検査及び 装置検査(第七十条―第七十五 条)	二三三
第二節 型式の承認(第七十六条―第八十 九条)	二四〇
第三節 指定製造事業者(第九十条―第百 一条)	二四六

計量法（三二条〜三八条）

二一六（二二〇）

第三十二条 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

本条全部改正〔平成二十二年八月法律二二二号〕
罰則 〈本法〉一七六条二号

（事業計画等）

第三十三条 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

一項一部改正〔平成二十二年八月法律二二二号〕

第三十四条 削除〔平成二十二年八月法律二二二号〕

（解任命令）

第三十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十八条第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定

期検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

本条一部改正〔平成二十二年八月法律二二二号〕

（役員及び職員 の地位）

第三十六条 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第三十七条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第二十八条第一号から第五号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第三十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

特定計量器検定検査規則（一五五条〜一四〇条）

本条：全部改正〔平成一七年三月経産令四一号〕

第二百二十五条 削除〔平成一七年三月経産令四一号〕

（分銅類の材質）

第二百二十六条 分銅、おもり、不定量おもり及び不定量増おもり（以下「分銅類」という。）の材料は、真ちゅう、ニッケル、洋銀、ステンレス鋼又は次の各号に適合する金属でなければならない。

一 ブリネル硬さが四十八以上であること。

二 耐腐食性が真ちゅうと同等又はそれ以上であること。

三 密度が六千五百キログラム毎立方メートル以上九千五百キログラム毎立方メートル以下であること。

四 表面酸化等による質量変化が、温度二十度及び六十湿度百分率の空气中に二十日間放置したときに百グラムにつき〇・二ミリグラム以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、おもりで使用されている材料は、ダイカスト用亜鉛合金であることを妨げない。

3 第一項の規定にかかわらず、分銅であつて質量が一グラム未満のものに使用されている材料は、アルミニウム又はアルミニウム合金であることを妨げない。

一五七〇（〜一五九〇）

4 第一項の規定にかかわらず、質量が五キログラム以上の分銅及び質量が二百グラム以上のおもりに使用されている材料は、鑄鉄又は軟鋼であることを妨げない。

5 第一項の規定にかかわらず、質量の調整のために分銅及びおもりに詰められている材料は、鉛であることを妨げない。

6 第一項の規定にかかわらず、分銅のノックに使用されている材料は、銅であることを妨げない。

第三目 性能

（非自動はかりの性能）

第二百二十七条 非自動はかりの性能は、日本工業規格B七六一―二による。

本条：全部改正〔平成一七年三月経産令四一号〕

第二百二十八条から第三百三十四条まで 削除〔平成一七年三月経産令四一号〕

第三百三十五条 削除〔平成一二年八月通産令一四七号〕

第三百三十六条から第三百三十九条まで 削除〔平成一七年三月経産令四一号〕

第四百十条 削除〔平成一二年八月通産令一四七号〕

ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準

三二一八

○ダイオキシン類に係る特定計

量証明事業の認定基準

(平成十四年二月十八日
経済産業省告示第七十七号)

沿革 平成一七年八月二十九日経済産業省告示第二二二号改正

計量法(平成四年法律第五十一号)第二百一十一条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。

ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第二十九条の二第一号の大气、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業を行おうとする者の計量法(以下「法」という。)第二百一十一条の二の特定計量証明事業の認定の基準は次のとおりとする。

1 法第二百一十一条の二第一号の特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものは、次の表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる基準に適合する管理組織を有するものとする。

事 項	基 準
一 実施体制	<p>認定を受けようとする事業の区分に係る特定計量証明事業(以下単に「計量証明事業」という。)を適正に行うに必要な社内規格等について、具体的に、かつ、体系的に整備されるところに、次に掲げる事項その他必要な事項が文書化され、それに基づいて適切に事業を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 品質に対する方針及び目標 ロ 計量証明事業を適正に実施するために必要な事項 ハ 文書目録

1 申請

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号。以下「省令」という。）第二条又は第一条の規定に基づく指定の申請（電気計器に係るものを除く。）に係る手続きは、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする届出製造事業者（以下「申請者」という。）は、工場又は事業場ごと、かつ、事業の区分ごとに省令第二条第一項に定める様式第一の指定申請書（以下「指定申請書」という。）正本一通、副本二通及び(6)に定める添付書類二通を作成し、その指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に（外国製造事業者（以下「外国申請者」という。）にあつては、工場又は事業場ごと、かつ、事業の区分ごとに省令第十一条第一項に定める様式第七の外国製造事業者指定申請書（以下「外国指定申請書」という。）正本一通、副本二通及び(6)に定める添付書類二通を作成し、経済産業大臣に）提出しなければならない。

- (2) 申請者又は外国申請者は、申請の際、申請手数料相当

○指定製造事業者制度関係事務 処理要領

（平成十三年五月三十一日
産局第四号
経済産業省産業技術環境局長）

計量法（平成四年法律第五十一号）第九十条から第一百一条まで及び指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）の規定に基づき、並びに指定製造事業者制度の事務処理（電気計器に係るものを除く。）を円滑に実施するため、指定製造事業者制度関係事務処理要領を次のように定め、平成十三年五月三十一日から施行する。本事務処理要領は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九第一項に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として取り扱うこととする。なお、指定製造事業者制度関係事務処理要領（平成十二年五月一日付け、平成一二・四・一二機局第三号）は、廃止する。

第一 指定

指定製造事業者制度関係事務処理要領（第一）

(参考)

○日本工業規格 D5609 「タクシージャーメーター」

(平成17年 3月22日公示)

＜本体＞

序文 この規格は、タクシージャーメーターが計量法の特定制量器として要求される要件のうち、構造及び性能に係る技術上の基準及び試験の方法を規定するために作成した日本工業規格であり、この規格の適合だけをもって計量法で定める規定に合格したということにはならない。また、この規格に適合するものであることを示す工業標準化法第19条の表示を付すことはできない。

1. 適用範囲 この規格は、タクシー及びハイヤー（以下、タクシーという。）に取り付けられる電子式タクシージャーメーター（以下、タクシージャーメーターという。）について規定する。

備考 タクシージャーメーターとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3に基づいて運賃及び料金の認可が義務付けられた一般乗用旅客自動車運送事業を営む者のうち、同法3条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業に該当する事業を営む者が用いる自動車に取り付けられる回転計であって、同法9条の3の認可料金の内容で業務に使用するものをいう。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8103 計測用語

日本工業規格 D 五六〇九「タクシージャーメーター」

五二二六五